

# 久光製薬 人権方針

## 1. はじめに

久光製薬グループ（以下「久光製薬」）は、「世界の人々の QOL（クオリティ・オブ・ライフ：生活の質）向上を目指す」を経営理念と定めています。また、当社は非連続的な変化に適応し、多様化するお客様のニーズに応えるべく企業使命を『「手当て」の文化を、世界へ。』と発展的に変更し、当社が培ってきた貼付剤技術をベースに事業活動を積極的に展開してまいります。久光製薬の事業活動に関連する人々の人権を尊重することは当社の経営理念と合致するものであり、久光製薬の重要な努めです。久光製薬は人権尊重を基礎とした経営・事業活動を継続的に行っていくことで、持続可能な社会の発展に貢献していきます。

### ■適用範囲

本方針は久光製薬の全ての役員、従業員に適用されます。また、久光製薬の事業に関わる全てのビジネスパートナーに対しても、本方針の遵守を求めています。

## 2. 人権に対する基本的な考え方

久光製薬は、国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき本方針を策定し、全ての人々の基本的人権について規定した国際連合の「国際人権章典」（「世界人権宣言」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」）や、労働における基本的権利を規定した国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」における中核的労働基準に加え、世界医師会の「ヘルシンキ宣言」など（以下総称して「国際的な人権の原則」）に謳われる人権を尊重します。

これらの人権は、久光製薬の全ての役員、従業員や久光製薬のビジネスパートナーに加え、久光製薬の製品・サービスに関係する全ての人々において保護・尊重されるべきものです。これらの人々の人権が尊重されるために、久光製薬は人権への負の影響を引き起こしたり、助長することを回避し、そのような影響が生じた場合にはこれに対処します。また、取引関係によって久光製薬の事業、製品・サービスと直接的につながっている人権への負の影響を防止または軽減するように努めます。

本方針は、久光製薬が人権尊重についての基本的な考え方を規定した「久光企業憲章」の内容を、より具体的に事業活動に組み込むためのものです。本方針が理解され効果的に実施されるよう、久光製薬は全ての役員、従業員に対して適切な教育と研修を行っていきます。

### 3. 人権尊重責任の実行

#### ■人権デュー・ディリジェンスの実施

久光製薬は、人権尊重の責任を果たすために、久光製薬の事業活動に関連する人権への負の影響を対象として、人権デュー・ディリジェンスを継続的に実施します。

#### ■ステークホルダーとの対話と協議

久光製薬は、人権に関する外部専門家等の知識を活用し、ステークホルダーとの有意義な対話と協議を行います。

#### ■体制・責任者

久光製薬は、本方針を実行するために必要な体制を構築し、責任者を明確にすることにより、人権への負の影響の評価結果を踏まえた適切な措置を行います。

#### ■是正

久光製薬が人権に対する負の影響を引き起こした、または助長したことが明らかとなった場合、適切な手段を通じてその是正に取り組みます。

#### ■情報開示

久光製薬は、是正の実施状況をモニタリングし、これらの取り組みの推進状況等を定期的に開示していきます。

#### ■適用法令

久光製薬は、事業活動を行う各国・地域で適用される法令を遵守します。ただし、各国・地域の法令と、国際的な人権の原則とが相反する場合には、国際的な人権の原則を最大限尊重する方法を追求していきます。

2018年 3月28日制定

2021年10月27日改定

久光製薬株式会社

代表取締役社長

中富 一榮